

## 4月定期総会会議録

会議の開催日時 令和5年4月11日(火) 13時30分～15時30分

会議の開催場所 彦根市役所 5階 5-1会議室

会議の内容 議第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請  
議第13号 彦根市農用地利用集積計画(案)

出席委員は下記のとおりである。

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 1 大西 太郎(副会長)    | 11 辻 宏           |
| 2 木村 数茂         | 12 片山 敏雄         |
| 3 成宮 一郎         | 13 北村 文尾         |
| 5 北川 誠          | 14 近藤 章          |
| 6 田中 金二(会長)     | 15 森 安正          |
| 7 岸田 つるゑ        | 16 北川 秀夫(Cブロック長) |
| 8 松宮 秀治(副会長)    | 17 茶木 洋子         |
| 9 野田 一光(Aブロック長) | 18 西川 末美         |
| 10 疋田 喜久夫       |                  |
|                 | 8 澤田 勘一(Bブロック長)  |

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおりである。

- 1、西澤 育男      12、柴田 利治

欠席委員は下記のとおりである。

- 4、伴 孝子

会議に出席した事務局員は下記のとおりである。

局長 林 達也      係長 竹中 基史

会議に出席した参与は下記のとおりである。

農林水産課長 荒北 均      農林水産課長補佐 土田 陽介

議案の説明のために出席した農林水産課の職員は下記のとおりである。

主事 大橋 和史

当日の記録係

係 長 竹中 基史

(会議開会前に事務局から人事異動について説明、挨拶)

○ 議長 (田中 金二)

定刻となりましたので、ただいまから4月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

( 会長挨拶 )

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。伴委員から欠席の報告がされております。

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の1番 西澤委員、12番 柴田委員に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。5番 北川委員、7番 岸田委員をお願いいたします。

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

( 会長経過報告 )

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を4月5日に実施しておりますので、立会報告をお願いいたします。

○ 辻 宏 委員

( 現地調査立会報告 )

○ 議長 (田中 金二)

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いします。

○ 事務局 (竹中 基史)

議第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

議第13号 彦根市農用地利用集積計画(案)でございます。

○ 議長（田中 金二）

続きまして、議第 12 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（竹中係長）

議第 12 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請、今月は 2 件です。

5 条転用の 1 番案件です。転用目的は農業用道路で、使用貸借による権利設定になります。貸人である●●は、現在、彦富町でシートベルトなど安全装備を製造する工場をかまえていた、ある、●●が名前を変更して債権整理を行っている法人ですが、資産整理で財産の中に今回の申請地である農地があることが判明し、今後、同法人が農地を活用することもなく、農地の処分などの目的の達成を含めて検討を重ねてこられました。当初、彦富町自治会が集落の通路として利用することで合意し、申請の借り人として名乗り出られていましたが、自治会が法人格を有するために必要な認可地縁団体を取得していないことがわかり、申請要件を満たせませんでした。そこで、隣地で耕作をする●●さんが、農機具の出入りのために農業用道路として利用するとのことで双方の間で話がまとまり申請にいたしました。申請地は、彦富町集落内にある農業振興地域の農用地にあたります。立地基準に照らして判断しますと、農用地である青地を転用するためには、まずは青地を外すために農林水産課で除外申請や軽微変更の手続きをとる必要がありますが、今回、農業の利用のために使用し、かつ現状を変更することもないことから除外申請等の申請手続きは不要とのことです。現状は農地として利用はされておらず、農道のような使われ方をしています。こちらが現場写真です。続きまして、こちらの土地利用計画図をご覧ください一般基準に照らして説明をさせていただきます。申請地は、現在、タカタ株式会社から事業を承継したジョイソン・セイフティ・ジャパン株式会の敷地駐車場の北側に隣接する場所になります。市道に面している入口は 1.93m、長さは 97.15m で地積は●●㎡です。また、申請目的実現の確実性につきましては、従来の使われ方と同じように農業用の通路として利用されます。さらに、愛西土地改良区さんの問題ない旨の意見書を添付いただいておりますこと、隣地承諾書をもらっているほかに、顛末書も添付されていますことから一般基準についても問題ないものと思われまます。説明は以上でございます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について大西委員、西澤委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 大西 太郎 委員

問題ありません。

○ 西澤 育男 委員

自治会にも聞きましたが、問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件については会長許可とします。2 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 基史）

5 条転用の 2 番案件です。転用目的は資材置場で、売買による所有権の移転になります。譲受人の●●さんは、令和 4 年 9 月定期総会に隣接する申請地北側の農地が転用許可を受けて資材置場として利用されていますが、今回、事業の拡大により資材量が増加しており、隣地を拡張したいとのことで申請されたものです。申請地は、大津能登川長浜線沿いに位置している場所で、開出今町と彦根南中学校のすぐ北にある農振白地の農地です。立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅が連なっていることから、農地区分としましては第 3 種農地であると判断できます。こちらが現場写真です。昨年 9 月総会でご審議、許可をいただきました場所のちょうど地つなぎの農地になります。続きまして、こちらの土地利用計画図をご覧ください。一般基準に照らして説明をさせていただきます。申請地は隣地北の資材置場との高さをあわせる形で造成される予定です。周辺に農地はなく、東側の住宅は申請地よりも高い位置にあり、南側の中学校敷地に接する水路も擁壁が施されています。被害防除措置につきましては、雨水は地下浸透になるとのことで、周囲より低い位置になることから周囲の影響に問題ありません。申請目的実現の確実性につきましては、見積書と残高証明書を添付いただいておりますことから、問題ないと判断されます。さらに、南部部土地改良区さんの問題ない旨の意見書を添付いただいておりますこと、一般基準についても問題ないものと思われま。なお、当初の計画では 9 月総会で許可済みの隣地を資材置き場として活用し今回申請地を段階的に整備していく計画でしたが、9 月許可済みの隣地の整備がまだ地盤が固まっておらず先日資材を置こうとしましたらリフトが沈んでしまい、今一度固める作業が必要な状況であるとの説明で今回申請地と許可と合わせて一体的に整備していく計画とのことです。説明は以上でございます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について辻委員、柴田委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 辻 宏 委員

問題ありません。

○ 柴田 俊治 委員

事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、所有権の移転および権利の設定を伴う転用 2 件異議なしと認めますので、会長許可とします。

推進委員の皆さんは退席されて結構です。ご苦労さまでした。

－ 推進委員退室 －

－ 農林水産課職員入室 －

続きまして、議第 13 号 彦根市農用地利用集積計画（案）を議題として取り上げます。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 基史）

（ 彦根市農用地利用集積計画（案）を読み上げ ）

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

ただいまの彦根市農用地利用集積計画（案）は異議なく承認するというので、市長に報告いたしますので、ご了承願います。

農林水産課の職員さんは退席いただいて結構です。ご苦労さまでした。

－ 農林水産課職員退室 －

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（竹中 基史）

報告第 12 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出報告

報告第 13 号 農地賃貸借の解約通知報告

議案書の 4 ページ目、報告第 12 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出報告、今月は 10 件、面積は 13,365 m<sup>2</sup>です。

議案書の 6 ページ目、報告第 13 号 農地賃貸借の解約通知報告、今月は 13 件、面積は 68,507 m<sup>2</sup>です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

○ 委員（澤田 勘一）

報告第 12 号について、備考欄に転用届出済みと記載がある。転用済みであるならば、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出報告に記載しなくていいのではないか。

○ 事務局（林 達也）

おっしゃる通り、転用済みの土地については届出報告に記載はしなくてよい。ただし、転用届出と農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出がほぼ同時に提出された場合は記載される場合があるかと思います。今後、誤解がないような記載方法を検討します。

○ 議長（田中 金二）

その他ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。

続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（竹中 基史）

局専報告第 6 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出報告

局専報告第 7 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出報告

議案書 10 ページ目 局専報告第 6 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出報告、今月は 4 件、面積は 530 m<sup>2</sup>です。

議案書 11 ページ目 局専報告第 7 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出報告、今月は 7 件、面積は 5,901 m<sup>2</sup>です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

— 農林水産課 荒北課長 土田課長補佐他 入室 —

○ 議長（田中 金二）

続いて、議題「令和 5 年度彦根市農政関係予算について」および「令和 5 年度彦根市農業施策に関する意見書の回答について」を議題とします。これらについては、関連がありますので、一括して、農林水産課から説明をお願いします。

○ 農林水産課（荒北 課長）

（ 事業について説明 ）

（ 意見書の回答について ）

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんか。

— 質疑応答 —

○ 議長（田中 金二）

他に何もなければこれで農林水産課からの説明を終わります。農林水産課の職員は退出いただいて結構です。

ありがとうございます。

続いて、議題「令和5年度農業委員会事業計画および予算について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（林 局長）

（ 内容説明 ）

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんか。無いようですので、それでは、慎重に審議いただきありがとうございますございました。これをもちまして、4月定期総会を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。